

新型コロナウイルス感染症・物価高騰対策支援事業
佐用町プレミアム付商品券

『さよう元気な暮らし応援券』取扱店募集要項

1. 商品券発行の目的

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、地域経済は非常に厳しい状況が続いています。それに加えて、コロナ禍における原油価格の高騰や物価高騰により、町民の皆様の生活にも大きな影響が生じています。これらの影響を少しでも緩和すべく、プレミアム付き商品券「さよう元気な暮らし応援券」を発行します。

2. 商品券の概要

①販売対象者	佐用町民（中学生以下のお子様を除く）
②販売価格	1セット 10,000円【1,000円券×12枚綴り】
③購入限度	1人あたり5セットまで
④プレミアム率	20%
⑤販売数量	30,000セット
⑥発行総額	3億6千万円（プレミアム分を含む）
⑦使用可能期間	令和4年8月6日（土）から令和5年2月28日（火）まで
⑧販売期間	令和4年8月6日（土）から売り切れ次第販売を終了
⑨商品券使用制限	商品券は、A券・B券各6枚の12枚綴り A券 大型店等でも使用できる全店共通券 （A券は、B券取扱店でも利用可能） B券 商工会員（別途制限）事業所のみ使用可能な専用券 （B券は、A券取扱店では利用不可）

3. 商品券取扱店の募集・申込

本商品券の取り扱いを希望する事業所は、本要項を確認の上、『「さよう元気な暮らし応援券」取扱店登録申込書』を佐用町商工会へ提出してください

①取扱店登録条件

A 券 (全店共通券)	B券対象以外の事業所で、以下の条件に該当する事業所 ①佐用町内に店舗・営業所等のある事業所 尚、無店舗など外観等で営業確認ができない場合、確定申告書(写)・ 会計帳簿の確認をお願いする場合があります 営業確認ができない場合は、取扱店登録をお断りする場合があります
B 券 (専用券)	佐用町商工会会員の内、佐用町内に店舗・営業所があり以下の条件のいずれかに該当する事業所 ①本社を佐用町内に置く法人会員 ②代表者が佐用町民であり事業所が佐用町内にある法人会員 ③納税地が佐用町内の個人会員 ④店舗等が佐用町内のみで営業する個人会員

- 共 通
- ①佐用町内の店舗・営業所でのみ取り扱いが可能です
 - ②一般消費者向けの物品販売・役務の提供をされる事業所に限ります
 - ③取扱店登録には、いずれかの町内金融機関の支店に預金口座が必要です
- 町内金融機関 兵庫信用金庫佐用支店
西兵庫信用金庫佐用支店
淡陽信用組合佐用支店
J A兵庫西 佐用・上月・南光・三日月支店
- ②申込書提出先 佐用町商工会 〒679-5301 佐用町佐用 3043-1 Tel 82-2218
- ③申込期限 令和4年6月17日(金)午後5時まで(必着)

4. 商品券の取り扱い等について

①商品券使用対象外の物品または役務

- ・出資や金融商品の購入(保険料等)
- ・金券、商品券(図書券、ビール券等のほか、事業者が独自発行する商品券)、切手、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- ・国や地方公共団体等への支払い
- ・特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

②取扱店が商品券を受け取る際(お客様の利用時)の注意事項

- ・釣り銭への対応をお願いします
 - ※商品券裏面等に「少額の買い物を繰り返す行為は、ご遠慮ください。」との記載をします
- ・使用される商品券が適正な券であるか十分確認してください
- ・商品券が偽造券であることを発見した場合は、直ちに佐用町商工会へ通報してください

※偽造券が使用され、取扱店の過失が認められる場合にはその相当金額の換金ができない場合があります

③商品券の換金

- ・換金は申込時に指定する町内金融機関の窓口で行います(手数料不要)
- ・換金手続きは随時可能ですが、口座入金は翌日以降になる場合があります
- ・「取扱店証」を提示し、換金請求書に必要事項を記入の上、商品券を添えて提出してください
- ・換金受付は令和5年3月10日(金)を最終期限とします

④その他の注意事項

- ・取扱店は商品券を自店の経費等への支払いに使用してはならない
- ・取扱店は商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない
- ・本要項に違反する行為を行った場合は、取扱店の登録を抹消することができる